

# 令和3年度 まんのう町放課後児童クラブの利用について

## 1. 目的

就労等の事由により、保護者等が昼間家庭に不在の児童のためにまんのう町放課後児童クラブを設置し、適切な生活の場を与えて健全な育成を図ることを目的としています。

## 2. 実施主体

まんのう町教育委員会      電話 0877-89-7100

(問い合わせ等は、学校ではなく教育委員会・各クラブへご連絡ください。)

## 3. 利用日時

- 放課後から午後6時。最長で午後6時30分まで(時間厳守)。
- 学校が休みの時は、午前7時30分から午後6時。最長で午後6時30分まで(時間厳守)。
- 学校給食のない日は昼食を持参する。

## 4. 利用できない日

日曜日、祝日、お盆休み(8/13~8/15)、年末年始(12/29~1/3)

教育委員会が指定する日(学級閉鎖や自然災害などにより学校が休校となった日など)

## 5. 利用の申請

### (1) 対象児童

まんのう町内の小学校に就学する児童であって、次のいずれかに該当するもの。

- ① 保護者等が労働のため家庭を留守にしており、帰宅するまで常に家で1人になる児童。
- ② 保護者等が疾病や出産、その他やむをえない事情にあり、常に家で1人になる児童。  
但し、保護者が出産の場合利用期間は産前産後2か月まで。
- ③ その他教育委員会が認める児童。

### (2) 利用申込書と受付期間について

利用申込書・就労証明・登録児童台帳は、毎年申請を行ってください。

申込期限 : 令和3年2月12日(金)

提出先 : まんのう町教育委員会 仲南支所内 1階  
※住所が変わっておりますのでご注意ください!!

又は放課後児童クラブ施設

※ 夏休みのみ利用の方も、できるだけ期限内にお申し込みください。

※ 期限以降の提出については、希望日からの利用ができない場合があります。

※ 利用者数の把握を行い、新年度に向けての準備等を行いますので、期限内のご提出をよろしくお願いいたします。

★今年度から就労証明書の様式が変更となりました。旧の就労証明書では受付できませんのでご注意ください。

- ※ 年度途中からの利用については、教育委員会で随時行っていますが、希望日からの利用ができない場合がありますので、余裕をもって（2週間前を目途に）申請をお願いします。
- ※ 1日単位の短期利用についても、余裕をもってご提出ください。また、短期利用についても新規の方は面談があります。短期用書類については教育委員会にありますのでご連絡ください。

児童クラブは留守家庭になる場合のみ利用できます。宿題をして帰ってきて欲しいから、友達が利用していて楽しそうだから、という理由では利用できません。また、利用を希望する期間内でもお子様を保育できる方がいる日は利用できません。お仕事が休みの日や就業時間によって保護者の方等が家におられる場合は、ご家庭でお子様との時間を大切にしてください。また、仕事を辞められた、育児休業を取得しているなどで保護者の方がご家庭におられるようになった場合は中止届を提出してください。

### (3) 利用決定の有無について

教育委員会に提出された書類の内容を審査し、利用を承認した時は利用決定通知書を、承認しない時は利用不承認通知書を、申請を行った保護者に送付します。また、指導員数や施設の広さ、児童（本人）の安全の確保等により受け入れできない場合がありますのでご承知おきください。期限内に申込みされた利用決定は、3月上旬を予定しています。

- ※ 提出前には必要書類が揃っているか、記入漏れや不備がないかを再度ご確認ください。
- ※ また、保護者が就労等の保育に欠ける証明の提出ができない場合は利用の対象になりません
- ※ 保護者が放課後児童クラブ利用料、給食費、保育料、預かり保育利用料を滞納している場合は利用できません。

### (4) 出席の停止等

次のいずれかに該当するとき、教育委員会は放課後児童クラブへの利用を停止、または利用の承認を取り消す場合があります。

- ① 利用対象児童の要件に該当しなくなったとき
- ② 正当な理由がなく利用料等を2カ月以上滞納したとき
- ③ 偽りその他の不意性な手段により利用の承認を受けたとき
- ④ 児童又はその保護者等が感染症等の疾病にかかり他の児童に感染のおそれがあるとき
- ⑤ その他教育委員会が放課後児童クラブの管理運営上支障があると認めるとき

（例）児童が放課後児童クラブ等の物を壊す、他の児童や指導員にケガを負わせるおそれがある等危険な行為をする、など

### (5) 利用の中止・休止について

放課後児童クラブを利用する必要がなくなり中止をする場合は、必ず放課後児童クラブへ中止届、休止する場合は休止届を提出してください。利用期間終了後や中止届書を提出した後に利用する場合は、再度利用申込書の提出が必要です。

## 6. 一日のプログラム

(通常日：例)

放課後から			18：00 (18:30)
持ち物の整理・おやつ	学習の時間	室内外で運動及び遊び	帰宅

(長期休業日・振替休業日・土曜日：例)

7:30	12：00～13：00						18：00 (18:30)	
持ち物の 整頓	学習の 時間	室内外での運 動及び遊び	昼食	学 習 の 時間	室内外で運 動及び遊び	おやつ	室内外で運 動及び遊び	帰宅

※ 放課後児童クラブでは宿題を行う習慣をつける指導はしますが、宿題を全部仕上げることや、正解までもとめることを目的とはしておりません。そのため、勉強を教えるような一般的な塾のようなことは行ってはおりません。宿題はご家庭でご確認ください。また、集団生活の中では友達同士のトラブルや突発的なケガなどが発生する場合があります。安全管理上最善の対応に努めてまいります。ご理解いただきますようお願いいたします。

## 7. 面談及び利用説明について

登録が決定した新規利用者は、必ず事前に希望する放課後児童クラブへご連絡いただき(連絡は平日午後3時～午後6時の間をお願いします)、面談日を各クラブと調整のうえ、指導員と面談(保護者と利用児童)及び利用説明を受けてください。面談の所要時間は5～10分程度です。お子様を安全にお預かりするためご協力をよろしくお願いいたします。

## 8. 保護者等の送迎について

放課後児童クラブを利用する児童の保護者等は、当該児童の安全を図るため放課後児童クラブの利用に際しては送迎の責務を負うものとします。来室(振替休業日・長期休業日)、退室する際には保護者の方がクラブ教室まで送り迎えをよろしくお願いいたします。

## 9. 傷害保険について

放課後児童クラブは学校の管理下を離れますので、学校保険(日本スポーツ振興センター災害給付)の適用は受けられません。児童クラブ共済保険に必ず加入していただきます。毎月の利用料に共済保険料の150円が加算されます。なお、病院で受診される際には、子ども医療が利用できます。

## 10. 保護者への連絡等

児童の指導・育成、放課後児童クラブの運営上必要な事項については、文書または指導員が口頭でご連絡します。

放課後児童クラブ内での発熱・ケガ等におきましては、速やかに保護者にご連絡いたしますので、保護者の方で病院等へ連れて行っていただけますようお願いいたします。緊急性のある場合は救急搬送と同時に保護者にご連絡いたします。

令和3年10月29日(金)より  
電話番号が下記に変わります。

## 11. 名称・実施場所

名 称		実 施 場 所	連 絡 先
琴南小学校 放課後児童クラブ		琴南小学校放課後児童クラブ専用施設 まんのう町造田 1982-1 (旧造田診療所内)	070-4510-9584
長炭小学校 放課後児童クラブ		長炭小学校放課後児童クラブ専用施設内 まんのう町炭所西 1431-2	070-4510-9585
満濃南小学校 放課後児童 クラブ	第1教室	満濃南小学校放課後児童クラブ専用施設内 まんのう町吉野 74-1	070-4510-9586
	第2教室		
四条小学校 放課後児童 クラブ	第1教室	四条小学校放課後児童クラブ専用施設内 まんのう町四條 734-1	070-4510-8357
	第2教室		
高篠小学校 放課後児童ク ラブ	第1教室	高篠小学校放課後児童クラブ専用施設内 まんのう町東高篠 95-1	070-2186-8460
	第2教室		
仲南小学校 放課後児童クラブ		旧仲南東保育所内 遊戯室 まんのう町帆山 744-23	070-4510-9290

※ 土曜日は、四条小学校放課後児童クラブ専用施設内で実施

- ・問い合わせは学校ではなく、教育委員会または各児童クラブへご連絡ください。
- ・各放課後児童クラブへの電話は平日午後2時以降、振替休業日及び長期休業中は午前7時30分以降でお願い致します。
- ・出欠の予定が変わった場合は必ず各児童クラブまたは、教育委員会に連絡をお願いします。  
児童からだけの変更の連絡では受付できませんので必ず保護者からお願いいたします。
- ・保護者以外の迎えになった時など急に変更がある場合は、必ず事前に児童クラブ指導員までご連絡ください。保護者以外のお迎えになった場合、本人確認をさせていただく場合があります。
- ・利用期間や時間、住所や氏名、保護者の勤務先、児童台帳の変更など、放課後児童クラブ申込書提出後に記載事項や添付書類に変更があった場合は、必ず放課後児童クラブまで連絡し、速やかに新しい必要書類を提出してください。

12. 利用料金について 利用する月に、選んだ利用区分の合計金額が、その月の利用料になります。

・月利用する場合 (単位 円/月額)

利用区分		利用する月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校がある日	午後6時まで利用	4,000	4,000	4,000	3,000		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	午後6時30分まで利用	4,500	4,500	4,500	3,500		4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
学年始・学年末 冬季休業日 夏季休業日	午後6時まで利用	1,500			2,500	7,000					1,500	1,500	1,500
	午後6時30分まで利用	2,000			3,000	7,500				2,000	2,000	2,000	2,000
土曜日	午後6時まで利用	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	午後6時30分まで利用	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

・短期利用する場合 (単位 円/日額)

学校がある日	午後6時まで利用	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
	午後6時30分まで利用	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
学校がない日 土曜日 振替休業日 長期休業期間	午後6時まで利用	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
	午後6時30分まで利用	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

○出席簿で料金を管理しておりますので、利用日数が少ない場合、日額での利用料になる場合もあります。【例：4日×600円+150円(共済保険料)=2,550円】

○午後6時までで登録していた場合でも、1回でも午後6時過ぎにお迎えに来られた場合、午後6時30分までの料金になります。

○月額は同一世帯から2人以上の児童が利用している場合は、2人目以上の児童に係る利用料については、表に定める額に2分の1を乗じて得た額になります。

○短期は同一世帯から2人目以上の児童が同日同時利用の場合は、2人目以上の児童に係る利用料については、表に定める額に2分の1を乗じて得た額となります。

○振替休業日利用については1日ごとに月額に加算。1ヶ月に2日以上利用の場合は土曜日月額の料金になります。

○1ヶ月当りの短期利用料金の合計額が月額を超える場合は月額料金。○利用料金に共済保険月額150円が加算となります。

＜令和3年度の長期休業期間中で利用可能な日＞

長期休業期間		
学年始休業日	4月	4月 1日 ～ 4月 5日
夏季休業日	7月	7月 21日 ～ 7月 31日
	8月	8月 1日 ～ 8月 12日、8月 16日 ～ 8月 31日
冬季休業日	12月	12月 25日 ～ 12月 28日
	1月	1月 4日 ～ 1月 7日
学年末休業日	3月	3月 25日 ～ 3月 31日

なお、日曜・祝日は休業日。土曜は申請が必要で、料金も加算となります。

放課後児童クラブでは、現在、教材費は頂いておりません。放課後児童クラブ内で行事等を行う場合は、受益者負担となりますのでご了承願います。主催としての行事は行っておりません。

### 13. 利用料の減免について

生活保護世帯、まんのう町就学援助費受給者は減免制度があります。詳しくは教育委員会までご相談ください。

### 14. 利用料の支払いについて

利用料は毎月15日に前月分の利用料を登録いただいた口座から引き落としをさせていただきます。

口座引き落としの登録先はゆうちょ銀行または香川県農協のいずれかとなります。以前にこども園や旧幼稚園で預かり保育利用の口座登録いただいている方は登録不要です。新規の方は登録決定通知と一緒に口座振替専用紙をお送りしますので登録をお願いいたします。なお、一度登録いただくと年度ごとの再手続きは不要です。また、15日が金融期間休業日の場合は、翌営業日に振替となります。口座振替後、領収証は発行しませんので、振替口座の通帳記入にてご確認ください。

振替が不能だった場合、翌月の引落日に再度引き落としをします。(3月分の再振替はありません。)再振替できなかった場合は納付書を発行しますので金融機関の窓口でお支払いください。

振替口座を変更する場合や書き損じた場合は、各放課後児童クラブ指導員または教育委員会事務局までご連絡ください。

### 15. 令和3年度 放課後児童クラブの利用開始にあたって

利用開始日時 4月1日(木)から

新入学生についても4月1日から利用できますが、小学校入学という新しい環境への配慮も重要であり、学校生活に慣れてきた5月の連休明けからの利用開始を奨励しております。

### 16. その他

- ・施設、備品等を壊した場合は全額弁償していただきますのでご承知願います。
- ・既納の利用料は還付しません。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りではありません。なお、還付金が発生した場合は、利用料振替口座へ送金します。